

地域スマート医療コンソーシアム
会則

第1章 総則

【名称】

第1条 当会は、地域スマート医療コンソーシアム（以下、「当会」という。）と称する。

【事務所】

第2条 当会は、主たる事務所を東京都千代田区丸の内1丁目8番1号丸の内トラストタワーN館（JCOM株式会社内）に置く。

【目的】

第3条 当会は、高齢者を含む地域住民が利用しやすいオンラインによる医療・介護サービス（以下、「オンライン診療サービス」という。）の普及促進を図るため、オンライン診療サービスの提供に携わる民間事業者等が連携・情報共有し、課題の解決と周知広報を目的とする。

【活動内容】

第4条 当会は、前条の目的を達成するため、オンライン診療サービスに関する次の活動を行う。

- ・オンライン診療サービスに関する情報交換及び普及に向けた活動
- ・オンライン診療サービスに関する下記の活動
 - ・運用上の課題解決のための検討、及び実証実験等の実施
 - ・利用者のニーズ等の調査
- ・その他当会の目的を達成するために必要な事項

第2章 会員

【種別】

第5条 当会の会員の構成は、次のとおりとする。

正会員：当会の目的に賛同して入会した法人又は団体。

賛助会員：当会の事業を賛助する法人又は団体。

名誉会員：当会の事業を賛助するため、正会員の活動に協力・支援を行う優れた知見を有す

る個人、法人又は団体。

【義務】

第6条 会員は、この会則並びに総会及び理事会の決議を遵守しなければならない。

【入会】

第7条 当会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を事務局に提出し、当会の承認を受けるものとする。入会の審査は、理事会において行うものとする。

【会費】

第8条 当会の会費は1口10万円とし、会員は、第5条の会員種別に応じ、次に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 年額1口以上（10万円以上）
- (2) 賛助会員 年額1口（10万円）
- (3) 名誉会員 徴収しない。

2 当会が必要と認めるときは、理事会の決議によって、会員から特別会費又は臨時会費を徴収することができる。この場合において、特別会費とは、当会の事業遂行において特定の目的を遂行するために必要となる経費とする。

【納入方法】

第9条 会費は、毎年6月末日までに、当年度分を事務局が指定する方法により一括して納入しなければならない。

2 年度の途中で入会した会員の会費は、入会決定の通知を受けた日の属する月の翌月末日までに納入しなければならない。

【退会】

第10条 会員は、所定の退会届を事務局に提出して、退会することができる。

【除名】

第11条 当会は、会員が次号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- ① 当会の規約に違反したとき。
- ② 当会の名誉を棄損または当会の目的に著しく反する行為をしたとき。
- ③ その他除名にすべき正当な事由があるとき。

【会員資格の喪失に伴う権利および義務】

第 12 条 会員が第 10 条又は第 11 条の規定によりその資格を喪失したときは、当会に関する権利を失う。なお、不履行の義務に関しては、これを免れることはできない。

2 当会は、会員がその資格を喪失しても、既に受領した会費その他の拠出金および物品は一切返還しない。

【会員種別の変更等】

第 13 条 会員種別を変更しようとする会員は、所定の会員種別変更申込書を事務局に提出し、当会の承認を受けるものとする。会員種別変更の審査は理事会において行うものとする。

2 会員は、会員種別の変更により会費の年額に不足金が生じた場合は、不足金を、当該会員種別変更の承認日の属する月の翌月末日までに納入しなければならない。

第 3 章 役員

【役員】

第 14 条 当会に、以下の役員を置く。

理事長	1 名
理事	4 名以上 15 名以下
監事	2 名以内

2 理事は、次の各号で定める者の中から、理事会が候補者を審議し、及び決定し、総会の決議によって選任する。

- (1) 3 口以上会費を納める正会員が推薦する者
- (2) 理事会が特に必要と認める者

3 監事は、理事会が特に必要と認める者の中から候補者を審議し、及び決定し、総会の決議によって選任する。

【役員職務及び権限】

第 15 条 理事長及び理事は理事会を構成し、この会則で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、理事会において理事の互選で定める。
- 3 理事長は、当会を代表し、会の業務を執行する。
- 4 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、可及的速やかに臨時若しくは定時の理事会において新任の理事長を選定する。
- 5 理事および監事は、相互に兼ねることはできない。
- 6 監事は監査の職務を行う。

【役員の任期】

第 16 条 役員の任期は、選任後 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

【報酬】

第 17 条 役員は、無報酬とする。

第 4 章 総会

【会議の種別と構成】

第 18 条 総会は通常総会および臨時総会とする。

- 2 総会は、理事長が招集し、主宰する。
- 3 通常総会は年 1 回開催する。
- 4 総会は、正会員をもって構成する。
- 5 総会は、役員の選任その他当会の組織の運営に関する重要事項を決議する。

【臨時総会】

第 19 条 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- ① 理事長が必要と認めたとき。
- ② 理事の過半数から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

【議長】

第 20 条 総会の議長は、理事長があたるものとする。

【定足数および議決】

第 21 条 総会は構成員の過半数の出席により成立し、議決は、出席構成員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

【総会書面表決等】

第 22 条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、書面又は電磁的記録による表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

3 臨時総会の決議事項について、決議事項を事前に会員全員に通知したうえで、会員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

【総会議事録】

第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 会議の日時および場所
 - (2) 会議に出席した会員の数および氏名
 - (3) 議決事項
 - (4) 議事の経過概要
- 2 議事録には、議長が記名押印しなければならない。

第 5 章 理事会

【理事会構成】

第 24 条 理事会は、理事長、理事で構成する。

2 理事会は理事長が招集する。

3 理事会は、当会の運営に関する以下の事項を決議する。

- ① 当会の業務執行の決定
- ② その他の会務の執行に関する事項の決定
- ③ 入会の承認
- ④ その他理事長が必要と認めた事項

【理事会議決】

第 25 条 理事会の議決は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

【理事会書面表決等】

第 26 条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委

任することができる。

2 前項の場合において、書面又は電磁的記録による表決者又は表決の委任者は、理事会に出席したものとみなす。

3 理事会の決議事項について、決議事項を事前に理事及び監事全員に通知したうえで、理事の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は理事会を開催するものとする。

【理事会議事録】

第 27 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 会議に出席した理事の数および氏名
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過概要

2 出席した代表理事（理事長）は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 企画運営委員会等

【構成】

第 28 条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の承認を得て、企画運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の運営について必要な事項は、以下に定めるほか理事会の議決により定める。

3 委員は理事長が委嘱し、委員長は委員の互選により選出する。

【部会】

第 29 条 委員会の決定により、必要に応じて、部会を設置することができる。構成及び運営について必要な事項は、委員会の議決により定める。

第 7 章 資産及び会計

【資産の構成】

第 30 条 当会の資産は、次の号にあげるものをもって構成する。

- ① 会費
- ② 協賛・寄附による金品

【事業年度】

第 31 条 当会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 事務局

【設置等】

第 32 条 当会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 当会の事務局は、当面の間、JCOM 株式会社とする。

3 事務局には、事務局長を置く。事務局長は、理事会の議決を経て理事長が指名する。

第 9 章 雑則

第 33 条 この会則に定めるもののほか、当会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この規約は、当会の設立の日から施行する。

2 当会の設立当初の事業年度は、第 31 条の規定にかかわらず、設立の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

3 当会の設立初年度の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、無償とする。

附則

この規約は、2022 年 6 月 27 日から施行する。

以上